

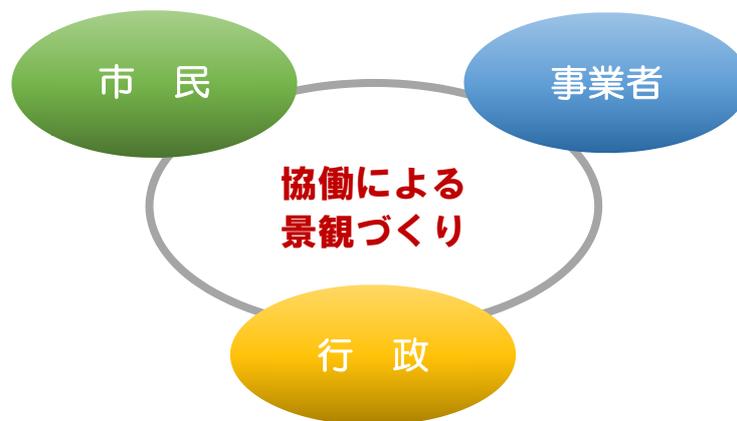
# 第10章 計画の進め方

## (1) 基本的な考え方

景観づくりを進める上では、市民や事業者、行政が主体的にその責務を果たしつつ、相互に連携し合っていくことが重要となります。

このため、景観づくりに関わる市民・事業者・行政の各主体が、「美しいわらびの姿を織り上げる」という基本理念に基づき、各々の役割を自覚し認め合いながら連携し、協働による景観づくりに取り組んでいきます。

図 各主体の役割分担と連携のイメージ



### ■ 各主体の役割

#### ○ 市民の役割

- ・ 市民は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、積極的に良好な景観づくりに努めるものとします。
- ・ 景観は市民・事業者などにとって共有の財産であることから、市全体の良好な景観づくりを進めるため、本計画に基づく景観づくりに協力するものとします。

#### ○ 事業者の役割

- ・ 事業者は、事業活動が良好な景観づくりに大きな役割を担っていること、事業所の施設などが景観の重要な要素であることを認識し、積極的に良好な景観づくりに努めるものとします。
- ・ 景観は市民・事業者などにとって共有の財産であることから、市全体の良好な景観づくりを進めるため、本計画に基づく景観づくりに協力するものとします。

#### ○ 行政の役割

- ・ 行政は、景観法その他の法令による制度等を積極的に活用しながら、本計画に基づく魅力あふれる良好な景観づくりを進めていくものとします。
- ・ 各行政担当の分野横断的な連絡・調整により、景観を尊重した施策を推進することで、良好な景観づくりの先導的な役割を果たすものとします。
- ・ 市民・事業者の主体的な取り組みを促すため、景観に関わる知識の普及や、意識の高揚に関わる施策を実施するとともに、必要な支援策を講じるように努めるものとします。

## (2) 景観形成の推進方策

### ■ 良好な景観形成の推進体制づくり

景観づくりの各主体がそれぞれの役割を果たし、協働することによって、効果的な景観づくりが進められるよう、次に示す組織体制を構築して推進していきます。

#### ○ 景観審議会の設置

景観審議会は、専門家や、各種団体の代表者などで構成され、本計画に基づく、市民・事業者・行政の取り組みを効果的に連携させる協働組織として、審議、連絡調整や情報交換の場となるものです。景観計画の変更や景観重要建造物・樹木の指定手続きなど、景観施策に関わる重要事項を審議する役割を担うとともに、本計画の運用などについて評価・検証していきます。

#### ○ 景観推進団体の認定

蕨市まちづくり条例に基づくまちづくり協議会など、景観づくりに取り組む団体については、必要に応じ、蕨市景観条例に基づき、「景観推進団体」として認定し、支援していきます。

### ■ 主体的な景観づくりに向けて

市民・事業者などの参加を促すため、景観づくりに対する意識を高めていくと同時に、必要な情報を適切に公開していきます。また、景観形成上の課題、景観づくりの将来方向などを共有することが重要であるため、次のような取り組みを進めていきます。

#### ○ 景観計画の周知

景観づくりの将来方向などを市民・事業者と共有するため、市のホームページやパンフレットの配布などにより、景観計画の周知を図ります。

また、景観形成方針や景観形成基準については、建築事例や具体例を示しながら、建築物の計画・設計の参考となる「色彩ガイドライン」や「景観づくりの手引き」などを作成します。

#### ○ 景観づくりに関する意識啓発・情報提供

景観づくりは、市民一人ひとりが景観づくりの主体であることを認識し、行政と連携することが不可欠です。このため、景観に関する「生涯学習まちづくり出前講座」の開催などにより、市民参加の必要性について理解を促します。

また、景観形成上の課題を共有するとともに、規制誘導に関わる制度の理解を促すため、適切な情報の提供に努めます。

加えて、景観づくりに取り組む団体に対しては国などの支援制度、景観づくりに関わる講演会・勉強会の開催情報など、市民が主体となった景観づくりを支援する視点から有効な情報の提供に努めます。

### ○ 助成制度の活用促進等

景観形成重点地区においては、景観形成基準に適合する建築などの行為に対し、費用の一部を助成する「まちづくり事業助成金」制度について、周知に努めながら良好な景観づくりを促進します。

また、市民などの積極的な景観づくりを支援するため、「景観推進団体」に対しては、活動費用の一部を助成する制度の導入を検討します。

### (3) 景観計画の見直し

---

本計画は、「コンパクトシティ」将来ビジョンや都市計画マスタープランなどの上位・関連計画の見直しや、景観に大きな影響を及ぼす社会経済の変化などにより、必要に応じて見直すこととします。

また、各主体の景観づくりに対する理解の深まりや意識の高まりなどを通じて、新たな景観形成方針などの検討が進められた場合には、景観審議会などの所定の手続きを経て、必要に応じ、計画を見直していきます。